峯村光郎著 田中実補訂「法学概論 - 改訂版 - 」勁草書房 1981 年刊を読む

社会あるところには法がある

- 1.人が集まって共通の目的を達成しようとすれば、それが趣味の団体であれ、職業上の結合であれ、教養や信仰の集合であっても、そこには必ず共同生活における行為の一般法則としての 社会規範がなければならない。
- 2 . (1)ところが、さて法とは何であるかと問われても、直ぐ簡明に答えられる人は、果して何 人あるだろうか。
 - (2)それにも拘らず、われわれが日常の生活において、「こうすべきである」とか、「ああしたらいい」とか、「そうすべきではない」とかいう規律のある生活をしている事実は、 誰でも一様にこれを認めなければならない。
 - (3)例えば、家を借りている者は家賃を支払うべきであるとか、借金には利息をつけて返さなければならないとか、人の物を盗んではならないとか、他人に雇われて働いた者は賃金を請求できるとか、物を他人にこわされたらその損害を賠償して貰うことができるとかいうような規律が行われている事実は、誰でも知っていることである。
 - (4)そしてこれらの規律がすべてわれわれの日常生活に関係するものであることもまた明らかである。
- 3.(1)ところで、われわれの生活というのはどんな生活であるかといえば、それは決してたった一人ぼっちの孤独なものではなく、常に人が寄り集まって共同生活をしている場合の生活すなわちいわゆる社会生活のことである。
 - (2)本来、人は社会に生まれ、社会に生活し、そして社会から死んでいくということができる。
 - (3)そこで、社会がなければ人はなく、社会生活こそは人の本領であるというべきである。
 - (4)このことについて、ドイツのすぐれた法学者であるオット・フォン・ギールケ(Otto von Gierke)は、その大著「ドイツ団体法論」(Das Deutsche Genossenschaftrecht)第一巻の冒頭に、「人の人たるゆえんは、人と人との結合にある」という有名な一句をかかげている。

- 4.(1)このように人の社会生活は、円満に発達するためには、たとえそれが大きくとも小さくとも、必ず一定の秩序がなければならない。
 - (2)その社会生活の秩序を維持するためには、社会構成員の各自に対して、為すべきことと 為すべからざることを指示し、必ずその欲するところに一定の限度を設ける行為の規律がな ければならない。
 - (3)各人がそれぞれ勝手気侭な行動をしていては、到底団体生活における秩序の維持発展を期することはできない。
 - (4)そこで、人の社会生活は共同の規律にしたがって行われる限りは、社会生活のどのよう な部面においても、何らかの規律が人の行動について存在するのが普通である。
 - (5)それゆえ「法」という語を社会規範の意味に解する限り、「社会のあるところに法がある」(Ubi societas、 ibi ius.)という諺は、「およそ社会生活が営まれるところには、その社会の成立条件として社会規範がある」という意味において、万人に認められるにちがいない。

[コメント]

「法とは何か」を考えることは、大不況期の現代ほど求められることはない。私は慶應義塾 大学の2年生のときに、日吉キャンパスで峯村光郎先生の「法思想史」のゼミに参加したもの だが、人類の歴史の中で現代における法の意味を考え、社会システムを設計する必要性を痛感 する。

- 2009年1月14日林明夫記-